

第5節

地域のつながりの中で、
ぬくもりのある暮らしをおくるために



5-1 地域のつながりや連帯感を大切にし、だれもがぬくもりにふれあえるまち

施策15 地域コミュニティの醸成

目的	対象	市民，地域コミュニティ，市民活動団体
	意図	コミュニティ活動が活発に行われるようになる 地域の一員としての連帯感を持つことができる

○ 施策の方向

市民が地域活動などに積極的に参加し、市民同士の交流が促進できるよう、地域コミュニティの形成を支援します。また、地域の課題などについて、自分たちで取り組み、解決できるよう環境づくりを行います。

○ 施策のポイント

- 地域のつながりや連帯感を持つことができるコミュニティの醸成
- 地域活動の拠点となるコミュニティ施設機能の在り方の検討
- 市民活動支援センターを通じた地域活動の活性化に向けた支援の充実
- ちょうふ地域コミュニティサイトを活用した地域情報発信の促進

基本的取組の体系

施策15 地域コミュニティの醸成

基本計画事業

15-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援

地区協議会の設立と支援

p.144

15-2 地域コミュニティ活動の場づくり

ふれあいの家の整備

p.144

15-3 地域コミュニティ活動への参加の促進

市民活動支援センターの運営

p.145

○ 現状と課題

- 近年、地域でのコミュニティ活動への参加者の減少、組織の担い手の高齢化・固定化など、コミュニティの希薄化が課題となっています。市内では、自治会をはじめとする多くの団体や個人、また、その団体等のネットワーク組織である地区協議会が、それぞれの地域でまちづくり活動を活発に展開していますが、自治会への加入世帯の割合は年々減少し、平成30（2018）年4月現在では5割を下回っています。
- 市内の地区協議会は全20小学校区のうち、4地区が未設置であるため、地区協議会の設立に向けた取組を支援していく必要があります。
- 地域の一員としての連帯感を感じている市民の割合は、近年減少傾向であり、目標値である50%を達成しているのは70歳以上のみとなっており、69歳以下は概ね20~30%にとどまっています。

基本目標5

施策15 地域コミュニティの醸成

- コミュニティ活動や福祉・文化的な活動の拠点として、地域福祉センターを市内各地に設置しているほか、地域福祉センターを補完するふれあいの家を設置しています。施設の利用者は増加傾向であり、引き続き、効果的な活用を目指し、施設の在り方を踏まえた適切な維持管理と計画的な老朽化対策を行っていく必要があります。
- 自治会や地区協議会などの地縁団体が連帯し、機能することで、地域コミュニティの活性化を図るとともに、防災・防犯、地域福祉、青少年活動等を支えるNPO法人やボランティア、市民同士の交流などを支援していく必要があります。また、市民活動（NPO法人やボランティア活動など）を総合的に支援する拠点である市民活動支援センターを中心に様々な市民活動相互の交流を促進し、ネットワーク化することにより、新たな活動の展開が図られるよう支援していく必要があります。
- 平成29（2017）年4月から運用を開始したちょうふ地域コミュニティサイト「ちょみっと」を活用し、市民の主体的な地域情報の発信を促進しています。引き続き、より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、地域の活動に気軽に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。



「地区協議会」の組織イメージ



地域福祉センター

基本的取組の内容

15-1 地域コミュニティの活性化に向けた支援

◆地域コミュニティの形成と支援

地域の自治を推進するため、引き続き、地域の市民や団体をネットワークで結ぶ地区協議会の全小中学校区での設立を目指すとともに、それぞれの地域の主体性を尊重しながら、運営や活動を支援します。また、市民の自主的な活動を推進していくため、自治会への加入促進を図るとともに、地域活動を支援します。

◆地域コミュニティの活性化に向けた支援の検討・実践

まちづくり活動の輪を広げながら、地域の方々との議論を通して将来のコミュニティの在り方を模索し、地域のコミュニティ活動が活発になるような支援策を検討・実践します。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
地域の一員としての連帯感を感じている市民の割合	35.8% (平成30(2018)年度)	50.0% (令和4(2022)年度)

基本計画事業

No.	49					
事業名	地区協議会の設立と支援		区分	拡充	担当課	協働推進課
事業の概要	地区協議会の設立に向けた取組を支援するとともに、既存の地区協議会に対し情報提供等、必要な活動支援を行います。					
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度		
	○地区協議会未設立地区の設立に向けた支援 ○地区協議会の活動支援	○継続 ○継続	○継続 ○継続	○継続 ○継続		
事業費 (百万円)	9	9	9	9		

15-2 地域コミュニティ活動の場づくり

◆地域コミュニティ施設の維持管理

地域コミュニティ活動の拠点については、地域の配置状況を踏まえ、既存施設の適切な維持管理と計画的な改修等を行います。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
地域コミュニティ施設の利用件数 (上段：地域福祉センター、下段：ふれあいの家)	2万6,512件 1万3,464件 (平成29(2017)年度)	2万9,000件 1万5,000件 (令和4(2022)年度)

基本計画事業

No.	50					
事業名	ふれあいの家の整備		区分	継続	担当課	協働推進課
事業の概要	地域福祉センターを補完するコミュニティ施設であるふれあいの家を、葬儀の利用など多機能化を図っていく中で、地域の配置状況を踏まえ整備します。					
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度		
	○既存施設の維持保全	○継続	○継続 ○既存施設の移転更新の検討	○継続 ○継続		
事業費 (百万円)	3	10	14	68		

15-3 地域コミュニティ活動への参加の促進

◆コミュニティ活動に参加しやすい環境づくり

より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう、ちょうふ地域コミュニティサイト「ちょみっと」、地域活動情報紙を活用した、様々な活動に関する情報の発信や、活動に参加するためのきっかけづくりを進めていきます。

◆市民活動支援センターの運営

市民、地域が主体となったまちづくり活動の活性化を推進するため、市民活動支援センターにおいて、市民活動に関する相談のほか、必要な情報の収集や情報発信のサポート、NPO等の各種団体や関係機関、市民の連絡調整など、多様な活動主体の連携が図られるよう取り組みます。

また、男女共同参画推進センターや産業労働支援センターとも連携を図り、コミュニティビジネスなどの新たな活動への支援も進めていきます。

まちづくり指標

指標名	基準値	目標値
地域活動に参加している市民の割合	26.4% (平成30(2018)年度)	33.0% (令和4(2022)年度)

基本計画事業

No.	51					
事業名	市民活動支援センターの運営		区分	継続	担当課	協働推進課
事業の概要	市民活動の拠点として、中間支援機能を高め、情報の収集・提供、各種相談、活動や人材のコーディネート、啓発事業、交流事業等を実施し、市民活動の活性化を図ります。					
年度別計画	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度		
	○センター事業の実施 ・情報の収集・提供 ・相談・交流・啓発事業 ・市民活動・地域支援活動の充実検討 ○運営団体の運営方法等の検討	○継続	○継続	○継続		
事業費 (百万円)	22	22	22	22		

参加と協働の視点

～市民等に期待される役割～

- 市民は、地域社会の一員として、地域のコミュニティ活動に参加・協力し、地域課題の解決に取り組みます。
- 事業者も地域社会の一員として、地域のまちづくり活動に参加・協力します。

多様な主体との連携事例

○ 自治会加入促進事業等、地域コミュニティの活性化に向けた取組

地域コミュニティの醸成を目指し、自治会や地区協議会など様々な地域での活動主体を支援しています。具体的な取組として、調布市自治会連合協議会と協働しての自治会加入促進キャンペーン事業、地区協議会設立支援及び助成金制度等による運用支援を実施しています。

【所管課】協働推進課

【協働のパートナー】地区協議会、調布市自治会連合協議会、自治会など

○ まち活フェスタ（地域の様々な団体による活動のPRや出展）等を通じた市民活動支援

地域コミュニティの醸成を目指し、市民活動支援センターを中心にNPO活動、ボランティア活動など多様な市民活動を支援しています。日頃の活動に関する相談や場の提供、情報提供のほか、具体的な取組として、まち活フェスタ、えんがわフェスタ等を実施し、市民活動の活性化を図っています。

【所管課】協働推進課

【協働のパートナー】NPO法人、
ボランティア活動団体、
市民による実行委員会など



<まち活フェスタの様子>